

④町・市街地区域 景観形成基準（建築物、工作物）チェックシート

形成基準（建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更）	申請者 確認欄
共通事項	
・ 主要な道や眺望点等からの見通しや見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、宮田村景観計画に掲げる目指すべき景観像の理念にもとづき、区域別の景観形成方針に示す事項を充分配慮したものとすること。	<input type="checkbox"/>
・ 景観は村民の共有財産であるため、上記の行為においては近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること。	<input type="checkbox"/>
配置	
・ 既存の周辺建築物の配置に習い、町並みとしての連続性、統一性を確保すること。	<input type="checkbox"/>
・ 隣接地と協力して、まとまった公共性の高い空間を生み出すよう努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や水路がある場合、これを活かせる配置とすること。	<input type="checkbox"/>
・ アルプスや西山などへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。	<input type="checkbox"/>
・ 太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図ること。	<input type="checkbox"/>
規模	
・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。	<input type="checkbox"/>
・ 建築物の最高高さを10メートル以下とすること。 (10メートルを超える場合には事前協議を行ってください。)	<input type="checkbox"/>
形態・意匠	
・ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	<input type="checkbox"/>
・ 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、樹林、周辺の建築物との調和に努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・ 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。	<input type="checkbox"/>
・ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・ 非常階段、パイプ等付帯設備、屋上設備、付帯の広告物等は、目隠しを設けたり、繁雑な印象を与えないようにするなどの配慮によって、外観の品格を保つこと。	<input type="checkbox"/>
・ 太陽光発電設備等を建築物に設置する際は、建築物にあわせて周囲との調和を図ること。	<input type="checkbox"/>

形成基準（建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更）	申請者 確認欄
材料	
・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、時間の経過とともに風格をとまなう材料を用いること。	□
・ 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。	□
・ 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	□
色彩等	
・ 外壁面に使用する色は、彩度4以下（推奨値は3以下）とすること。ただし、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は除く。	□
・ 屋根・屋上に使用する色は、彩度6以下かつ明度6以下（推奨値は無彩色N以外は明度4以下）とすること。	□
・ 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	□
・ 太陽光発電設備等のパネルは原則として反射が少なく模様が目立たないもの、色彩は低明度、低彩度とすること。加えて、パネルを建物の屋根や屋上に設置する場合は、屋根の色彩とできるだけなじませること。	□
・ 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。	□
敷地の緑化	
・ 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。	□
・ 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。	□
・ 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。	□
・ 使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	□
・ 河川、水路等沿いには、樹木・植栽・花などを活用して、水のある景観に配慮すること。	□
特定外観意匠*に関する付加基準	
・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。	□
・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。	□
・ 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること	□
・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。	□
・ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	□
・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	□
・ 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	□
・ 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。	□

* 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠。（営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く）